

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社久米設計	東京都江東区潮見 2-1-22	5-000176

2. 指名停止措置期間

令和5年12月20日 から 令和6年9月19日 まで 9箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設コンサルタント業務等

4. 事実概要

株式会社久米設計の執行役員である九州支社長及びランドブレイン株式会社の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第2 第9号に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 7, 8 (略) 9 有資格業者である個人, 有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(7号及び8号に掲げる場合を除く。)	<u>当該認定をした日から</u> <u>6月以上12月以内</u>